

小矢部市情報セキュリティ基本方針

小 矢 部 市
令和8年3月

(目次)

1	目的	1
2	定義	1
3	情報セキュリティポリシーの位置付け及び構成	2
4	対象とする脅威	2
5	適用範囲	3
6	職員等の遵守義務	3
7	情報セキュリティ対策	3
8	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
9	情報セキュリティポリシーの見直し	5
10	情報セキュリティ対策基準の策定	5
11	情報セキュリティ実施手順の策定	5

1 目的

小矢部市情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

2 定義

この基本方針においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) データ

電子計算機処理に係る入出力帳票、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録されている情報又は通信回線により送信される情報をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び小矢部市情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) L G W A N（総合行政ネットワーク）

地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内ネットワーク）を相互に接続する行政専用ネットワークをいう。L G W A Nは、インターネットとは切り離された閉域ネットワークとして構築されており、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである。マイナンバーによる情報連携、地方公共団体間におけるメール（L G W A Nメール）などに活用される。

(10) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(11) L G W A N 接続系

L G W A N に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータのうち、個人番号利用事務系及びインターネット接続系を除いたものをいう。グループウェア、文書管理システム、財務会計システムなどの情報システムや庁内ファイルサーバや端末装置のローカル（デスクトップ等）に保存されたデータなどが L G W A N 接続系に該当する。これらの情報システム及びデータは庁内ネットワークを介して、L G W A N に接続されている。

(12) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(13) 通信経路の分割

L G W A N 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(14) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3 情報セキュリティポリシーの位置付け及び構成

小矢部市情報セキュリティポリシーは、本市が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について総合的かつ体系的に取りまとめた情報セキュリティ対策の基本となるものであり、基本方針及び対策基準から構成される。

対策基準は、基本方針に基づき、情報セキュリティ対策等を実施するために最低限必要な水準として、職員、再任用職員、会計年度任用職員等、本市業務に従事する者（以下「職員等」という。）が遵守すべき事項及び判断基準をまとめたものである。本市では、組織等の状況に合わせた対策基準を策定する。

なお、本基本方針は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）により令和 7 年 4 月総務省の策定した「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針(案)」を踏まえ、本市のサイバーセキュリティを確保するための方針として位置づける。

4 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

5 適用範囲

この基本方針の適用範囲は、次に定めるところによる。

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長部局、教育委員会、行政委員会、議会事務局及び地方公営企業とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

6 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たり、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

7 情報セキュリティ対策

上記4の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の3段階の対策を講じる。

- ①マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流失を防ぐ。
 - ②L G W A N接続系においては、L G W A Nと接続するマイナンバー利用事務系と、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
 - ③インターネット接続系においては、富山県が構築する富山県自治体情報セキュリティクラウドに参加することで、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を行う。
- (4) **物理的セキュリティ**
サーバ、電子計算室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (5) **人的セキュリティ**
情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。
- (6) **技術的セキュリティ**
コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。
- (7) **運用**
情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。
- (8) **業務委託と外部サービスの利用**
業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。
外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。
ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。
- (9) **評価・見直し**
情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

8 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に

じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

9 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

10 情報セキュリティ対策基準の策定

上記7, 8及び9に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める対策基準を策定する。

11 情報セキュリティ実施手順の策定

対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

平成 16 年 2 月 12 日 策定

附 則

平成 20 年 4 月 1 日 一部改訂

附 則

平成 22 年 4 月 1 日 一部改訂

附 則

平成 28 年 1 月 1 日 全部改訂

附 則

令和 5 年 4 月 1 日 全部改訂

附 則

令和 5 年 10 月 1 日 一部改訂

附 則

令和 8 年 3 月 31 日 一部改訂